

豊明市道路占用料条例（昭和61年豊明市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（占用料の額）</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める額とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>別表（第2条関係）</p> <p>道路占用料</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。 以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持する</p>	<p>（占用料の額）</p> <p>第2条 占用料の額は、愛知県道路占用料条例（昭和43年愛知県条例第8号）別表に定める年額とする。ただし、年額の定めがないものについては、月額に12を乗じて得た額とし、年額及び月額の定めがないものについては、日額に365を乗じて得た額とする。</p> <p>別表 削除</p>

ものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

4 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

【別記1】

現行

占有物件の種類	区分	単位	占有料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	910
	第2種電柱	1本1年につき	1,400
	第3種電柱	1本1年につき	1,900
	第1種電話柱	1本1年につき	820
	第2種電話柱	1本1年につき	1,300
	第3種電話柱	1本1年につき	1,800
	その他の柱類	1本1年につき	82
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	800
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年につき	490
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,600
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	690
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,600

		き	
	<u>その他のもの</u>	占有面積1平方メートル1年につ	<u>1,600</u>
		き	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	<u>外径が0.07メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>34</u>
	<u>外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>49</u>
	<u>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>73</u>
	<u>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>98</u>
	<u>外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>150</u>
	<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>
	<u>外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>340</u>
	<u>外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>490</u>
	<u>外径が1.0メートル以上のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>980</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1年につ	<u>1,600</u>
		き	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	<u>上空に設ける通路</u>	占有面積1平方メートル1年につ	<u>1,300</u>
		き	
	<u>地下に設ける通路</u>	占有面積1平方メートル1年につ	<u>770</u>
		き	
	<u>その他のもの</u>	占有面積1平方メートル1年につ	<u>1,600</u>
		き	

法第32条第1項第6号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1年につき	2,600
令第7条第1号に掲げる物件	看板	表示面積1平方メートル1年につき	2,600
	標識	1本1年につき	1,300
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	2,600
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートル1年につき	1,600
令第7条第4号から第13号までに掲げるもの		占有面積1平方メートル1年につき	2,600